

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 4月 12日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 東京都新宿区下宮比町2-1

氏 名 株式会社ガイアート 関東支店
執行役員支店長 根本 宏之

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-5261-9311

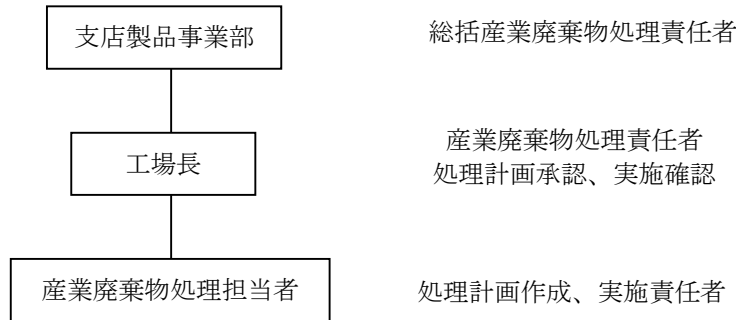
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ガイアート 関東支店 野田合材工場
事業場の所在地	千葉県野田市目吹2498
計画期間	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	石油製品・石炭製品製造業
② 事業の規模	昨年度の製造出荷額 553,405千円
③ 従業員数	10名（正社員10名）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A["As合材製造工程 (ミスバッチ・試験用バッチ等)"] --> B["ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず"] C["その他混合廃棄物"] --> B B --> D["自社中間処理・再生品"] B --> E["委託中間処理・再生品"] B --> F["委託中間処理・再生品化"] </pre>

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他混合 廃棄物
	排 出 量	4,169.0 t	4.0 t
	(これまでに実施した取組) ミスバッチ等の低減を図り、搬出抑制をおこなっている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	排 出 量	4,200.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ミスバッチを削減するため、施設の点検・監視体制を強化してミスバッチ等による搬出を抑制していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物集積場への他物の混入を完全に防止し、100%再生化を図り混合廃棄物の発生を防止した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物集積場への他物の混入を完全に防止する。 尚、その他混合廃棄物が発生しないよう分別箱を設置している。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	664.0 t	t
	(これまでに実施した取組) 出来る限り当社中間処理工場へ搬出し、再生利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	600 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も出来る限り当社中間工場へ搬入し、再生骨材の製造を行う。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	その他混合 廃棄物
	全処理委託量	3,505.0 t	4.0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3,505.0 t	4.0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 収集運搬業者・処理施設（中間処理工場）は、支店登録業者であると共に半年に1度工場責任者又は担当者が現地等確認し、適正処理を実施する。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	
	全処理委託量	3,600.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	3,600.0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>収集運搬業者・処理施設（中間処理工場）は、支店登録業者であると共に半年に1度工場責任者又は担当者が現地等確認し、適正処理を実施すると共に担当者及び要員に対し年次教育を実施する。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。